

ID: 96

担当部署: こどもみらい課

処分の概要	受給資格証の再交付		
例規名 根拠条項	高根沢町こども医療費助成に関する条例施行規則 第3条第3項		
例規番号	平成9年規則第30号		
<p>【基準】</p> <p>第3条の規定による。 (受給資格証の交付)</p> <p>第3条 町長は、前条の規定により登録した者に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるこども医療費受給資格証(以下「受給資格証」という。)を交付するものとする。</p> <p>(1) 出生した日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 こども医療費受給資格証(様式第2号)</p> <p>(2) 条例第2条第1項に規定するこどものうち前号に該当しない者 こども医療費受給資格証(様式第3号)</p> <p>2 町長は、既に交付した受給資格証に係る前項の区分に変更が生じたと認めるときは、当該変更後の区分に応じた受給資格証を当該者に交付するものとする。</p> <p>3 受給資格証を汚損し、又は亡失したときは、こども医療費受給資格証再交付申請書(様式第4号)を町長に提出し、再交付を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日